

報道資料

令和5年12月19日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、足立
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第281号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第354号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から公立大学法人奈良県立大学理事長に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和5年12月18日
 - ◎ 実施機関：公立大学法人 奈良県立大学 総務課
 - ◎ 対象行政文書：1 奈良県立大学における平成25年度第2回図書情報・研究委員会に係る以下の文書
 - ・平成25年度 第2回図書情報・研究委員会概要報告のうち、2頁
 - ・資料4 のうち、1頁
 - 2 「学外利用者の問題行動について」
 - 3 奈良県立大学における平成30年度 第6回図書・研究委員会に係る以下の文書
 - ・平成30年度 第6回図書・研究委員会概要報告（図書館関係の概要報告）のうち、2頁
 - ・資料3
 - 4 奈良県立大学における平成30年度 第7回図書・研究委員会に係る以下の文書
 - ・平成30年度 第7回図書・研究委員会概要報告（図書館関係の概要報告）のうち、2頁
 - ・資料3
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 個人（奈良県立大学附属図書館職員（嘱託職員及び日々雇用職員を除く。）を除く。）の氏名
 - イ トラブルの日時及び関係者が分かる記述
 - ウ 利用停止措置の原因となった行動の一部
 - エ 利用停止措置対象者との面談日時
 - 不開示理由：条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
 - ◎ 審査会の結論：実施機関が審査請求人に対して平成30年12月19日付け奈良大第155号により行った行政文書一部開示決定において特定した行政文書のうち、「奈良県立大学における平成25年度 第2回図書情報・研究委員会に係る以下の文書 ・平成25年度 第2回図書情報・研究委員会概要報告のうち、2頁 ・資料4 のうち、1頁」は平成25年度 第2回図書情報・研究委員会概要報告書の全頁及び同委員会の資料4の全頁を、「奈良県立大学における平成30年度 第6回図書・研究委員会に係る以下の文書 ・平成30年度 第6回図書・研究委員会概要報告（図書館関係の概要報告）のうち、2頁 ・資料3」は平成30年度 第6回図書・研究委員会概要報告書（図書館関係の概要報告）の全頁及び同委員会の資料3の全頁を、「奈良県立大学における平成30年度 第7回図書・研究委員会に係る以下の文書 ・平成30年度 第7回図書・研究委員会概要報告（図書館関係の概要報告）のうち、2頁 ・資料3」は平成30年度 第7回図書・研究委員会概要報告書（図書館関係の概要報告）の全頁及び同委員会の資料3の全頁をそれぞれ改めて特定した上で、当該行政文書について開示決定等すべきである。
 - ◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関は、学外者に対して附属図書館の利用停止等を指示したのが平成25年度の1件及び平成30年度の1件であることから、平成25年度については平成25年度図書情報・研究委員会に係る文書のうち「平成25年度 第2回図書情報・研究委員会概要報告のうち、2頁 ・資料4 のうち、1頁」及び「学外者の問題行動について」を特定し、平成30年度については平成30年度第6回図書・研究委員会に係る文書のうち「平成30年度 第6回図書・研究委員会概要報告（図書館関係の概要報告）のうち、2頁 ・資料3」及び平成30年度第7回図書・研究委員会に係る文書のうち「平成30年度 第7回図書

書・研究委員会概要報告（図書館関係の概要報告）のうち、2頁 ・資料3」を特定した。

2 行政文書の特定について

(1) 平成25年度 第2回図書情報・研究委員会、平成30年度 第6回図書・研究委員会及び第7回図書・研究委員会に係る文書について

審査請求人は審査請求書において、対象文書を全て開示していない旨主張し、意見書において、平成25年度 第2回図書情報・研究委員会概要報告はその一部しか開示していない旨、平成30年度 第6回図書・研究委員会概要報告及び平成30年度 第7回図書・研究委員会概要報告も同様に、それぞれの一部しか開示していない旨主張している。

そこで、当審査会が、平成25年度 第2回図書情報・研究委員会に係る文書を見分したところ、当該委員会における審議や報告の項目名のみ記載されている次第のようなものと、項目に係る資料が1から5までという構成となっており、実施機関が特定した概要報告の2頁が当該委員会終了後に作成された概要報告の全2頁のうち2頁目であること及び資料4が当該委員会に提出された資料1から5までのうちの4であることが確認できた。平成30年度 第6回図書・研究委員会及び平成30年度 第7回図書・研究委員会に提出された文書も同様に見分し、同様に実施機関が特定した文書がそれぞれの概要報告書の一部及び委員会への提出資料の一部であることが確認できた。

本来、開示請求に対する行政文書は文書単位で特定し開示するものであり、表題がある文書であればその表題を文書名として決定するのが一般的であって、文書単位で開示しない場合、実施機関が開示請求者に対して、その旨を説明し意思疎通を図ることが一般的と言える。そこで、事務局を通して実施機関に確認したところ、実施機関が審査請求人に対して、文書単位ではなく文書の一部のみを開示することを説明したことは確認できなかった。また審査請求人は、文書の一部しか開示されていないため、対象文書の全ての開示を求める旨主張していることから、審査請求人としては、文書の一部のみを開示するという説明を聞き、それを認めたということはないと考えられる。したがって、実施機関と審査請求人の間で、文書の一部のみを開示することの合意はなかったと判断するのが相当である。

これらのことから、文書の一部のみを開示することとした実施機関の決定は妥当とは言えない。

以上のことから、「奈良県立大学における平成25年度 第2回図書情報・研究委員会に係る以下の文書 ・平成25年度 第2回図書情報・研究委員会概要報告のうち、2頁 ・資料4 のうち、1頁」は平成25年度 第2回図書情報・研究委員会概要報告書の全頁及び同委員会の資料4の全頁を、「奈良県立大学における平成30年度 第6回図書・研究委員会に係る以下の文書 ・平成30年度 第6回図書・研究委員会概要報告（図書館関係の概要報告）のうち、2頁 ・資料3」は平成30年度 第6回図書・研究委員会概要報告書（図書館関係の概要報告）の全頁及び同委員会の資料3の全頁を、「奈良県立大学における平成30年度 第7回図書・研究委員会に係る以下の文書 ・平成30年度 第7回図書・研究委員会概要報告（図書館関係の概要報告）のうち、2頁 ・資料3」は平成30年度 第7回図書・研究委員会概要報告書（図書館関係の概要報告）の全頁及び同委員会の資料3の全頁をそれぞれ改めて特定した上で、当該行政文書について開示決定等すべきである。

(2) 面談の際に説明のために使用した文書及び持ち込んだ文書について

審査請求人は、面談の際に説明のために使用した文書とは、図書館長が説明のために用意した文書のことであり、図書館長が職務遂行上作成し、組織共用性があり対象文書として特定すべきである旨主張しており、また、面談の際に持ち込んだ文書とは、総務課長が持参した厚さのあるファイル1冊のことであり、図書館関係の資料や利用停止事案の資料などと考えられることから、対象文書として特定すべきである旨主張している。

一方、実施機関は、面談の際に説明のために使用した文書及び持ち込んだ文書は、図書館長及び総務課長が利用禁止を指示する際に、事実関係や指示内容を確実に伝えるため、伝える要点を記載した備忘録を各自作成していたものであり、当該備忘録は行政文書に該当しないうえに、当該利用禁止の指示後に破棄し、開示請求時点で存在しない旨説明している。

条例第2条第2項本文には行政文書とは、「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいい、「職務上」とは、実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいうと解されている。また、「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものを意味すると解されている。

まず、面談の際に説明のために使用した文書とされる図書館長及び総務課長が作成した備忘録が、職務上作成したものであるかという点については、利用禁止を指示する際に必要と判断して、事実関係や指示内容の要点を記載しているとのことから、職務上作成したものであると認められる。

また、組織において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態かという点については、実

施機関によると、当該備忘録は利用禁止の指示について面談する際に、図書館長及び総務課長が各自作成したものであり、利用禁止の指示後に破棄しているということから、説明者である図書館長及び総務課長が自らの説明等に必要として要点を記載したものであり、説明者自らが失念することのないように作成された個人のための備忘録としての性質のみを有すると解するのが相当である。したがって、当該備忘録は実施機関において組織的に用いるものとして保有しているものとは認められない。

次に、面談の際に持ち込んだ文書について、審査請求人は、総務課長が持参した厚さのあるファイル1冊のことであり、そのファイルには図書館関係の資料や利用禁止事案の資料などが綴じられていると考えられることから対象文書として特定すべき旨主張している。当審査会が事務局を通して当該ファイルについて実施機関に確認したところ、実施機関は当該ファイルについては、どのようなファイルのことか、何が綴じられていたのか不明であるとのことであった。

本件開示請求には「附属図書館の学外利用者の利用停止・利用禁止に関し取得・作成した一切の文書」と記載されていることから、附属図書館の学外利用者の利用停止又は利用禁止に関して取得又は作成した文書を特定すれば足り、本件行政文書以外に特定すべき文書が存在するかが問題となるので、以下検討する。

実施機関は、附属図書館の学外利用者の利用停止・利用禁止に係る事案として、平成25年度と平成30年度にあった2例の事案を特定し、平成25年度は対象者に口頭で、平成30年度は対象者に文書で利用停止等を通じた。平成25年度は口頭のみであったため、文書通知の起案文書がなく、平成25年度第2回図書情報・研究委員会に提出された文書のみを特定した。平成30年度は対象者に文書により通知をしたため、その通知文書の起案文書は存在するものの、審査請求人が、平成30年度の利用禁止の通知の起案は除くとしていることから、実施機関は通知文書の起案文書は特定せず、平成30年度第6回及び第7回の図書・研究委員会に提出された文書のみを特定した。これらのことから、実施機関が特定した本件行政文書以外には特定すべき文書は存在しないと考えることに特段不合理な点はないと言える。

以上のことから、実施機関が、本件開示請求のうち「当該利用者との面談の際に説明のため使用した文書及び持ち込んだ文書」に対応する行政文書は存在しないとして特定しなかったことに問題はないと認められる。

3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、審査請求人が開示を求めている嘱託職員（以下「本件嘱託職員」という。）の氏名について、条例第7条第2号に該当すると主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件嘱託職員の氏名は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして開示されている。

そうすると、不開示とされている箇所のうちどの箇所が本件嘱託職員の氏名であつて、その嘱託職員の氏名が全て職員録に掲載されているか否かが問題となる。

この点について、まず、本件嘱託職員の氏名が記載されている箇所について、当審査会が事務局を通じて確認したところ、平成30年度第6回図書・研究委員会に係る文書の資料3及び平成30年度第7回図書・研究委員会に係る文書の資料3に記載されていることが確認できた。次に、平成30年度の職員録を事務局に確認させたところ、本件嘱託職員の氏名は掲載されていなかった。

また、本件嘱託職員の氏名は前述の委員会の資料において、見学会等の参加者として記載されており、審査請求人が本件開示請求とは別に実施機関に行った開示請求（以下「別件開示請求」という。）により開示をされた同一の見学会等の復命書等（以下「別件行政文書」という。）では、参加者の嘱託職員の氏名が開示されていることから、審査請求人は別件行政文書を根拠に本件嘱託職員の氏名を別件行政文書で開示されている嘱託職員と同一人物であると推測し、別件行政文書と同様に開示すべき旨主張している。

そこで、当審査会が事務局を通して別件開示請求を確認したところ、別件開示請求は平成31年3月2

7日付けで請求されており、実施機関が令和元年5月24日付けで一部開示決定をしたものであった。本件決定は平成30年12月19日付けで行っているため、本件開示請求と別件開示請求の開示決定等の時点が異なることが確認できた。

個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、個々の開示決定等の時点であると解されており、本件開示請求と別件開示請求の開示決定等の時点が異なることから、不開示情報が同じとは限らないと言える。したがって、別件行政文書で開示されている嘱託職員が、本件嘱託職員と同一人物であったとしても、別件行政文書で開示されていることをもって、本件嘱託職員の氏名を開示すべきとは限らない。そうすると、本件嘱託職員の氏名が平成30年度の職員録に掲載されているか否かという問題に帰着し、その点については前述のとおり、本件嘱託職員の氏名は平成30年度の職員録に掲載されていないことが確認できている。

したがって、本件嘱託職員の氏名は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であると認められず、法令等で公にすることが義務づけられている情報ではないと認められるため、同号ただし書アに該当しない。

また、本件嘱託職員の氏名は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成30年12月 5日		
② 決定	平成30年12月19日付け	一部開示決定	
③ 審査請求	平成31年 3月19日		
④ 諮問	令和 元年 9月27日		
⑤ 経過	令和 5年 4月21日	第265回審査会	審議
	令和 5年 5月29日	第266回審査会	審議
	令和 5年 7月 6日	第267回審査会	審議
	令和 5年 8月 3日	第268回審査会	審議
	令和 5年 9月11日	第269回審査会	審議
	令和 5年10月16日	第270回審査会	審議